

山梨県公報

第一千四百四十七号

平成二十三年

六月三十日

木曜日

目次

告示

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定(二件)……………四〇九

保安林の指定の予定(二件)……………四〇九
道路の区域変更(二件)……………四一〇

公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………四一一

平成二十三年度クリーニング師試験の実施……………四一一

指定予定保安林の所在不分明通知……………四一一

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四二二

開発行為に関する工事の完了について(二件)……………四二二

一般競争入札について……………四二三

教育委員会……………四二三

一般競争入札について……………四二四

告示

山梨県告示第二百六十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年六月三十日

山梨県知事 横内正明

一 指定する区域 笛吹市八代町岡字鬼ヶ久保七八九番一の一部

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

山梨県告示第二百六十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年六月三十日

山梨県知事 横内正明

一 指定する区域 韮崎市若宮一丁目六一二番五の一部

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第二百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月三十日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

山梨市牧丘町成沢字追鹿窪二四五四の一、二四五四の五、二四五四の八から二四五四の一一まで、二四五四の一五、二四五六の一、二四五六の二、字大明神二四五五の三から二四五五の五まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成二十三年六月三十日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

笛吹市芦川町鷲宿字上ノ原二二三三・二二三四・二二三六から二四〇まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二二三〇、二二三一、二二三五、二二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ノ原二二三四（次の図に示す部分に限る。）、二二三五
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十三年七月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月三十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町大島字宮原一八八九番の一地先から 南巨摩郡身延町大島字磨間下一六八三番地 先まで	一〇・三丁 一一・六	一一・五丁 一二・三・六	九九・〇	九九・〇

山梨県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十三年七月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月三十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町大字河口字西側一〇八番地先から 南都留郡富士河口湖町大字河口字湖辺三六三番の一地先まで	一三・五丁 三四・四	八・〇 三五・五	一一三・二	一一三・二
南都留郡富士河口湖町大字河口字湖辺三二番の一地先から 南都留郡富士河口湖町大字河口字湖辺三六三番の一地先まで	一三・五丁 三四・四	二二・六	二二・六	二二・六

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年六月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年六月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人山梨県防犯設備士協会
 - 2 代表者の氏名 保坂美吉
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市後屋町三百六十三番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、山梨県民に対して、警察と協働してより安全で信頼できる防犯機器・防犯設備の普及を促進するとともに、地域安全活動を通じて県民の防犯意識の高揚を図り、地域の安全で安心な町づくりに寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十三年六月二十日から同年八月十九日まで

● 平成二十三年度クリーニング師試験の実施
クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師の試験を次のとおり実施する。
平成二十三年六月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 試験日時 平成二十三年十月十九日（水）午前九時三十分
- 二 試験場所 甲府市朝気二丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）
- 三 受験資格 クリーニング業法第七条第三項に規定する者
- 四 受験手続

1 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書

- (三) クリーニング師試験を受ける資格を有する者を証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し、地方厚生局長の認定を受けた者はその認定書の写し）
- (四) 写真（出願前六月以内に撮影した手札形（縦十二・七センチメートル、横八・九センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの） 一枚

2 受験手数料
七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼付し、消印はないこと。）

3 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。
受験願書受付期間
平成二十三年八月十八日（木）から同月三十一日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は簡易書留郵便とし、平成二十三年八月三十一日までの消印のあるものを有効とする。

4 受験願書等の提出先
受験願書等は、営業所の所在地又は住所を所管する各保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。））に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

5 試験科目
1 学科試験

- (一) 衛生法規に関する知識
- (二) 公衆衛生に関する知識
- (三) 洗たく物の処理に関する知識

2 実地試験
洗たく物の処理に関する技能

六 問い合わせ先
受験手続その他に関しては、最寄りの各保健福祉事務所（保健所）又は山梨県福祉保健部衛生業務課（電話〇五五 二二三 一四八八）に問い合わせること。

● 指定予定保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示し

たので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年六月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町雨畑字長畑三四一九、三四二〇の一、三四二二の一から三四二二の三まで、三四二八、三四三五の一、三四三六、三四六〇の一、三四六二の一、三四六四の一	大塚正己

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 指定予定保安林の告示

平成二十三年六月十三日山梨県告示第二百三十九号

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了した。

平成二十三年六月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町上河東字横田五四三の一の一部、五四三の八七、五四三の八八、五

四三の一〇四の一部、五四三の一〇五、五四三の一二七、五四三の一二八、五四三の一三〇、五四三の一三一、五四三の一六一、五四三の一六二、五四三の一六三、五四三の一六四の一部、五四三の一七九、五四三の一八〇、五四三の一八一、五四三の一八二、五四三の一八三、五四三の一八四及び五四三の一八五並びに河西字鶴住一一五の三五の一部、一一五の四五、一一五の四六、一一五の四七及び一一五の四八の一部の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類

位置及び区域

道路 公園

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地の二 昭和町長 角野 幹男

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十三年六月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

山梨県知事 横 内 正 明

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

社会福祉法人山梨福祉事業会 理事長

石川 豊

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中央市藤巻字御崎二九五八の一及び二九五八の二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲斐市篠原二千六百三十五番地 中巨摩東部農業協同組合 代表理事 保延 寛

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年六月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

- 1 購入物品の名称及び数量
 普通科高校教育用コンピュータ機器 五式
- 2 購入物品の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成二十三年十月七日

4 納入場所

知事が指定する場所（県立甲府南高等学校他四校）

二 一般競争入札の参加資格

- 1 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第百六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 この公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

5 納入しようとする物品に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提

供できることを証明した者であること。

6 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（物品）のうち「情報機器」、「通信機器」のいずれかが登録されている者であること。

7 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局

管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十三年七月八日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十三年七月十二日（火）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十三年八月八日（月）午後二時

山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館三階 出納局入札室

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号、以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を

もって有効な入札を行った者を落札者とする。
四 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金及び契約保証金
入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約書作成の要否
要
 - 4 違約金の有無
有
 - 5 落札者が契約締結までの間に、一に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は賠償責任の責めを負わないものとする。
 - 6 その他
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured
Educational Computer Devices For Academic Hight Schools 5 units
 - 2 Date and time for tender
2:00PM August 8, 2011
 - 3 Bureau in charge
Procurement Section, Management Division, Treasury Bureau, Yamamashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamamashi 400-8501 Japan
TEL 055-223-1395

教育委員会

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年六月三十日

山梨県立博物館副館長 三 枝 仁 也

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 借入物品等の名称及び数量
山梨県立博物館常設展示関連機器等 一式
 - 2 借入物品等の仕様等
山梨県立博物館常設展示関連機器等一式。なお、詳細は、山梨県立博物館常設展示関連機器等調達仕様書によること。
 - 3 借入期間
平成二十三年九月十日から平成二十八年九月九日まで
 - 4 納入場所
副館長が指定する場所（県立博物館）
- 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第百六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 2 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
 - 3 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると副館長が判断した者であること。
 - 4 納入する借入物品等に係るアフターサービスを副館長の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。
 - 5 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - 6 山梨県物品等競争入札参加資格名簿において登録業種「希望種目」に「リース」が登録されている者であること。
- 三 入札手続等
 - 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一五〇一 一 山梨県立博物館総務課 電話〇五五 二六一 二六三一
 - 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十三年七月十三日（水）までの山梨県立博物館設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例第八号）に定める山梨県立博物館の休館日を除く

毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格申請書の提出方法

平成二十三年七月一日（金）から平成二十三年七月十五日（金）までの山梨県立博物館設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例第八号）に定める山梨県立博物館の休館日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に提出する。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、書面により通知する。

5 入札説明会の日時及び場所

平成二十三年七月十三日（水）午前十時 山梨県立博物館 交流室（郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一五〇一 一）

6 入札及び開札の日時及び場所

平成二十三年八月十日（水）午前十時 山梨県立博物館 交流室（郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一五〇一 一）

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金
免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required
Computer equipment of Permanent exhibition 1 set
- 2 Date and time for tender
10:00AM August 10, 2011
- 3 Department in charge
General affairs section, Yamanashi Prefectural Museum, 1501-1 Misakachonaria Fuetuki
Yamanashi 406-0801 Japan TEL 055-261-2631

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番